

# 「北九州市請負工事若手技術者・女性技術者表彰要綱」 等の改訂の概要

## I 主な改訂の概要

### 1 表彰対象の改訂

簡略型検査の範囲を、請負金額が1,000万円未満の工事から1,500万円未満の工事に拡大したことを受け、表彰対象の条件の1つを、「表彰候補者は、本市の発注する請負金額が1,500万円以上の工事を受注した市内企業等に所属する者」とします（改訂前：請負金額が1,000万円以上）。

### 2 登録申請書の提出時期の変更

(1) 請負工事契約締結後7日以内に、「北九州市請負工事若手技術者・女性技術者表彰候補者リスト登録申請書」を提出することが困難な工事がある（例：工場製作期間等がある工事）ため、同申請書の提出時期を、「現場代理人、主任技術者等選任通知書を工事監督課へ提出する時」とします。

(2) 表彰制度開始初年度の特例「令和7年4月1日時点で施工中の工事については、完成届提出前までに申請書の提出を行う。」を削除します。

### 3 登録申請書の添付資料の変更

表彰候補者の所属事業所が特定できる資料として、「現場代理人・主任技術者等選任通知書の写し」を追加します（これまでには、本市工事監督課に提出して頂いてましたが、申請者からご提出頂くようにします。）

## II 改訂要綱等の適用対象

令和8年4月1日以降に契約した工事より、改訂要綱等を適用します。  
※令和8年3月31日以前に契約した工事は、改訂前の要綱が適用されます。



※ 改訂要綱等は、北九州市ホームページにも掲載しております。  
URL:[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/024\\_00003.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/024_00003.html)

### 【お問合せ先】

北九州市技術監理局技術部検査課 大上、足立

TEL:093-582-2038

FAX:093-582-0690

E-mail:gi-kensa@city.kitakyushu.lg.jp